

Web コンテンツ制作サービス 利用規約

この度は、株式会社鎌倉新書（以下「当社」といいます。）Web コンテンツ制作サービス（以下「本サービス」といいます。）にお申込みいただき、誠にありがとうございます。本サービスの利用を希望されるお客様（以下「利用者」といいます。）には、本規約に同意の上、お申込みをしていただく必要がございます。お申込みいただいた場合、本規約に同意いただいたものとみなします。

（本件業務の遂行）

第1条 本契約において制作するコンテンツは、申込書記載のとおりとする。

- 2 本サービスは、申込日の属する月の翌月一日から開始するものとする。ただし、申込日から本サービス開始日まで5営業日未満のときは、本件サイト上への情報の掲載が申込日の翌月一日以降から開始される場合があることを利用者は承諾する。
- 3 当社は利用者に対して、本契約により製作するコンテンツの素材となるデータ提供を求め又はインタビュー等の取材を依頼することができるものとし、利用者は可能な限りこれに協力しなければならない。
- 4 利用者側の都合により当初合意した期日までにコンテンツを完成させることができない場合であって当社の責めに帰すべき事由が認められないときは、当社は完成期日を変更することができるほか、これによって損害が生じても一切の責任を負わず、利用者は当社の債務不履行を主張することができない。
- 5 利用者は、当社に対して制作されたコンテンツの修正を依頼することができる。ただし、当該依頼が所定回数を超えたときは、追加費用を別途支払わなければならない。

（コンテンツ完成後の取扱い）

第2条 本契約に基づき製作したコンテンツは、別途締結している「情報掲載契約」又は「弁護士向け各種サービス利用規約」（以下「元契約」という。）に基づき当社の「いい相続」その他のWebサイトに掲載している利用者のページ（以下「利用者ページ」という。）その他当社が別途定めるページに公開する。ただし、先約の別利用者によって既に掲載枠が埋まっている等、利用者の希望に沿えない場合があることを利用者は予め了承する。

（本件成果物の著作権）

- 第3条 当社が利用者へ納める本件成果物（本件成果物を記録した記録メディアを含む。以下本条において同じ。）がインタビュー記事又は動画コンテンツのときは、その所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。）その他一切の知的財産権は、本件成果物が利用者へ納入されると同時に、当社から利用者へ移転する。ただし、対価の全額が支払われていないときは、対価の全額の支払いが完了するまで本件成果物の所有権は当社に留保される。
- 2 前項にかかわらず、本件成果物に含まれるプログラム、スクリプト、HTMLデータ、モジュール等であって、各本件成果物と同種のもを制作する際に汎用的に用いられるものの著作権その他一切の知的財産権は、当社に留保されるものとし、当社は、これらを同種のもの制作に利用することができる。ただし、当社と利用者との間で本契約が継続し、利用者が前条第1項に基づき本件成果物を利用者ページに使用する限り、当社は申込者に当該知的財産権の無償使用を許諾するものとする。
 - 3 本件成果物の所有権、著作権その他一切の知的財産権が利用者へ移転する前に、本契約を解除し、本契約の履行の過程で当社が利用者へ示したコンテンツ案等の剽窃又はそれに類する行為を行ったときは、利用者は当社に生じた損害を賠償する責任を負い、本契約によって約定された代金額（剽窃されたデザインに係る金額を含む本契約の全体の金額のことをいう。）を支払わなければならない。ただし、利用者の当該行為により実際に生じた損害が当該代金額を上回るときは、実損額の損害賠償請求を妨げないものとする。

(再委託)

第4条 当社は、本契約に基づき実施する業務の全部又は一部を、自らの責任の下第三者に再委託することができる。

(滞納時の扱い・解除)

第5条 利用者は、当社に対する本契約の対価に係る金銭債務の支払いを2か月遅延したときは、当社は、本契約に基づき公開されているコンテンツのみならず、元契約に基づき公開されている利用者ページの表示を一時的に停止することができる。

2 前項に定めるもののほか、利用者が、当社に対する金銭債務の支払いを3か月遅延したときは、当社は、無催告で本契約及び元契約の全部又は一部を解除することができる。これにより当該利用者に損害が生じても、当社は何らの責任も負わないものとする。

3 当社は、元契約の解除の規定において解除原因として定める事項のいずれかに利用者が該当したときは、直ちに本契約及び元契約の全部若しくは一部の解除又は利用者ページの公開停止をすることができる。

4 本契約が解除されたときは、利用者は当然に期限の利益を失い、相手方に対する債務の一切を直ちに弁済しなければならない。

(本件対価の取扱い)

第6条 本件対価の額は申込書記載のとおりとし、申込日の含まれる月の翌月から支払義務が発生する。利用者は、いかなる理由においても本件対価の返金請求ができないことに承諾する。

2 前項の対価の支払い方法等は、元契約で定める方法による。

(契約期間)

第7条 本契約は、本件対価の支払義務発生月から1年間とする。ただし、元契約の契約期間の残りが1年未満のときは、本契約の契約期間は当該元契約の契約期間と同じ期間に短縮されるものとする。

2 契約終了日の1か月前までにいずれからも申し出がないときは、本契約は同条件でさらに1年更新されるものとし、以後も同様とする。

3 利用者は、第1項にかかわらず、残契約期間分の本件対価を一括して支払うことにより、契約期間中であっても途中解約をすることができる。

4 元契約が終了したときは、本契約も自動的に終了し、本契約で制作したコンテンツの公開も終了する。

(その他の諸規定)

第8条 本契約では、別途締結している元契約の機密保持の規定、損害賠償の規定、権利義務の譲渡禁止の規定、免責の規定、反社会的勢力排除の規定、合意管轄の規定、規約の変更規定その他の本契約と矛盾抵触していない規定を準用する。

以上

制定日：2021年10月29日